

第 29 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 27 年 10 月 7 日（水） 10：25～14：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 池田憲治内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長、小宮大一郎内閣府地方分権改革推進室参事官、高角健志内閣府地方分権改革推進室参事官、荒木健司地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 27 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 31：市町村策定の創業支援事業計画認定の権限等に係る移譲（経済産業省）>

（高橋部会長） 前年までの経緯について、事務局の予算の話などを新しく御説明いただき、大体経緯はこちらとしても承ったということで、問題は今年度の話である。

まず、この推薦の方の中に都道府県の職員を含めることは可能なのか。

（経済産業省） 排除されるものではないと考える。

（高橋部会長） 排除されない。有識者ということなので、職員が入らないということではないということか。

（経済産業省） 県の推薦があればいい。

（経済産業省） 過去の 24・25 補正の審査委員の中には、県の職員、県の産業支援センターの職員の事例もあり、それを踏まえて、28 年度でも、そのいずれでも入ることについて全く排除されない。もちろん大学の先生というような、いわゆる純粋な有識者も入り得る。

（高橋部会長） その点は通知で徹底いただけるということによろしいか。

（経済産業省） その通り。

（大橋構成員） 例えば、私が A 県の人間で、どうしてもこれは出席したいと考えたときに、委員としての出席とオブザーバーとしての出席というのは無条件に認められるのか、それとも何か条件がその場合に付くのか。そのところのつくりを教えていただきたい。

（経済産業省） 地域審査会の審査委員には、まず、1 次選考の段階で決められた評価基準に従って点を付けていただく。その際、都道府県推薦の審査委員には、その都道府県の中の案件を審査していただき、それ以外にブロックごとに第三者的な中立委員も入れようかと考えている。専門性の評価は全国ベースで行う。専門委員というのをまた別途置き、地域の審査委員の採点と、経済性や事業性、実現可能性という専門的な観点からの評価をする審査委員と、2 つの点を合算して最後に並べる。

地域審査会とは、地域のブロックベースで行う審査会であり、全国ベースの専門家は人数も多いため入らないが、地域のブロックベースで行う際には、県の推薦した委員にブロックごとに集まっていただき、その場で各専門委員と県の委員が採点したものをテーブルに置きここで切る、切らないということを審議する。その場に都道府県の代表がオブザーバーとして参加し、意見を述べることも可能である。

（大橋構成員） 1 つのブロックに 5 つ県があるとすると、この 5 つの県は、1 人ずつの代表を審査委員として送るとことは制度的に担保されているのか。

（経済産業省） そのとおり。

（大橋構成員） それ以外にオブザーバーが 5 人入るのか。

（経済産業省） そのとおり。

（経済産業省） まず、ブロックごとに各県から 1 名ずつ審査委員を推薦していただく。推薦していただく方は県の職員でも、センターの職員でもいいし、中小企業の出身者であって有識者の方々でも構わない。プラス、基本的に各県から好きなだけ担当官がオブザーバーとして参加してよい、見に来てよいということ。各県の方々

には、このシステムの開始段階、公募段階等から情報をシェアさせていただく。

(大橋構成員) 1つのブロックで5県から5人審査委員が出ており、この案件は特にA県にだけ関係しそうだというような場合に、A県の審査委員が書類審査するということなのか。それとも、5人の審査委員が皆さんで1つの案件については審査するのか。

(経済産業省) 県推薦の審査委員には、その県の案件の採点をしていただく。5県それぞれ何十件か集まり、それを最後に並べ、それで上からここまでというふうに審査する。そこに中立性を持たせるため、審査委員会に別途複数人の中立委員を入れる可能性はある。

(高橋部会長) 中立委員は各ブロックで何人ぐらい考えているのか。

(経済産業省) 現時点では未定である。

今考えている枠組みは、全国レベルで技術的な審査を行う要員がおり、その人たちが事業の実現可能性とか技術的な事柄について、基礎的な採点を行う。それを地域の各都道府県の推薦者から成る審査委員に渡し、審査委員は、自分の都道府県の案件について、地域経済への波及等の観点から、評価点を加点する。基礎点の上に加点を行って、その結果として競う形になる。

(大橋構成員) 以前の24年補正の仕組みだと、都道府県ごとに地域審査会があって、県の中の案件の査定をして、それを全国に送って順位付けをしたが、今度は全国審査会がないため、ブロックごとに県ごとの評価をして、その評価したものの調整もこの地域審査会でやるということか。

(経済産業省) 基礎点に対して、例えば、都道府県の担当者が1人おり、ブロック全体で50件あり、そのうち、自らの県のものが10件あるとする。その都道府県の審査委員は、その10件を対象として加点できる。ただし、加点の総枠、総点は、各審査委員当たり限定する。各県の審査委員は、自らの持ち点の範囲内で優先順位付けを行い、その結果として、コンペティションがなされるというイメージで考えている。

(高橋部会長) 中立委員という表現が必ずしも適当でないと思うが、余りその割合が増えてしまうと、都道府県の地域経済からの重み付けというのはおのずと薄くなっていくため、そのバランスはよく制度官庁としてお考えいただきたい。

(伊藤構成員) 各地域審査会で、優先順位付けが出てくるということだが、それを更に全国的に優先順位付けするという作業自体今回は行わない、最初から地域審査会ごとに件数、あるいは金額の枠がはめられているという理解でよろしいか。

(経済産業省) なるべく地域的な平等性を確保するという観点から、全体として今年の予算額で採択件数を出し、大体の応募数に対する採択率を地域ブロックに対して国から提示するという形になろうかと思う。その採択率に応じて県ごと、あるいはブロックごとの採択件数が大体決まる。ただし、端数も出てくるため、そのような点は、まさにこの地域審査会の中で激論になる部分とも考える。

(伊藤構成員) 逆に手間が掛かる仕組みというか、平成24年・25年補正のときの都道府県主体で選んだものを最終的に全国で調整するという形に対して、都道府県にとってみると、もちろん自分たちの意見が入る余地はあると思うが、仕組み自体かなり複雑になっており、地域審査会レベルでの調整にすぐコストが掛かる。近県との間で競争関係、競合関係が出てくるという形になると思うが、この点、都道府県の意向が反映される仕組みという閣議決定の対応方針との関係で、今の時点でどのように説明できるのか。

(経済産業省) 都道府県の意向の反映というのはどのようにお考えか。

(伊藤構成員) 意向の反映というのは、最終的に全部都道府県の意見が反映されるというわけではなく、都道府県の意見が審査の過程で表明され、それをきちんと審議できるような体制ができているというふうに理解している。

(経済産業省) 今回の案は、地域審査会の中で基礎的な、資格要件を満たしていないとか、応募用紙に対しての記述が極めて少ないとかいうようなことも含めて技術的、専門的な加点はされるが、その上で、県の専門審査委員の方々が自らの県あるいは地域に対する経済の波及性といった観点から加点ができる、見解を述べることでいいことになっており、閣議決定に定められた各都道府県等の地域の見解を取り入れることとの関係では、整合性が保たれていると考えている。

また、多少システムが複雑になっているという点については、一番大きな要件として、財務省の指導によって、いわゆる基金方式というものから単年度の歳出予算方式に完全に予算が切り替わっていることがある。1年の間で公募から執行、確定検査というところまで全て終わらせなければいけないので、全国事務局と地域事務局と2段階挟むと、これは確定検査でも、公募の段階でも、基本的に倍の時間が掛かることになり、事務的

には難しい。もしそれを押し付けると、事業者が事業期間を短くせざるを得なくなり、本旨に反すると考えている。

もう一つは、予算額が減っており、これで地域事務局を置くというのは経済上非効率だと考えたため、県の意見を伺うということに最大限配慮し、このような提案をした。

(高橋部会長) このようなシステムですぐに都道府県に情報が届くとのことだが、具体的にどのように情報が届くのか。単に都道府県の職員が審査会に入るだけでは、すぐに申請段階から情報が届くことにはならないと思うが、その担保の仕組みはどうお考えか。

(経済産業省) 具体例を出すと、まず、公募をホームページ上でかけ、1カ月ぐらいして全国から何百件が集まり、それを審査委員に送付するのと同じタイミングでコピーを47都道府県に配る。

(高橋部会長) それは技術的な加点をする前に、基礎評価をする前に、来た段階で全ての書類が送られるということか。普通は審査委員には基礎点がついたものが来るものだが、申請書がついて、全部まとまったところで一挙にこういう申請が来ましたと送られるのか。

(経済産業省) 御指摘のとおり技術的審査をした上で全部配るのか、来た時点ですぐ配るのか、それは今後検討したいが、応募があった案件については全て都道府県と共有するということにしたい。

(高橋部会長) 必要な情報については、申請を締め切った段階で都道府県に送るということを是非お考えいただきたい。事務局を通じてよく御検討いただきたい。

次に、都道府県への説明、相談の状況について御説明を頂戴したい。

(経済産業省) 香川県、徳島県、埼玉県に、事前に今日お話しした構想を説明した。事業内容、規模、件数が大きく変わっているということについては、その事情は理解いただいた上で、地域審査会について、ブロックごとではなく、これもまた県ごとにできないかという指摘と、情報を十分に共有させてほしいというような指摘があった。

(大橋構成員) 1点目だが、都道府県ごとに基礎点を渡して、加点をその枠の中でやってくださいという形でやれば、都道府県ベースでこれを処理することもできるのではないか。

2点目だが、申請の手続は具体的にどのようになるのか。平成24年補正と25年補正のときの一つのポイントとして、創業者が都道府県の窓口で相談に来て、そこでやり取りがあって申請に持ち込んだという部分が地元と行政との結び付きで大事なところだという意識が都道府県にはある。申請が、例えば中央一本でぽんと飛んでしまい、そのまま粛々と審査が流れるということだとすると、事前の調整という旨味が消えてしまうので、例えば、都道府県を経由して上げるという形にすれば、窓口のそういうところは残る。そのような申請の工夫をお考えいただけないか。

(経済産業省) 1点目に関しては、件数による程度問題がある。全国で400件とすれば各県平均して10件もいかない件数であり、県によってはほんの数件しか提案が来ないところもあり得る。例えば、全部で800件応募があり、採択率50%という場合に、小さい県で4件のうちの2件を採択するのと、100件の50件を採択するのと、ボーダーラインの扱いが随分違ってくる。そういう意味で、ある程度地域経済の固まりごとに審査してもいいのではないかということで、ブロックごとの審査方式の導入を考えている。

県を通じた応募プロセスについては、件数が1万件あった時代は、そのような事務を行うことに対して20億円のお金が出ており、各県の創業補助金デスクに行くと、もう二、三人を常勤で雇っていた。もし県が、国の事務を助ける業務を創業デスクでアディショナルにやりますということであれば、各県の創業デスクを通して応募するというのも、経費の問題がないのであれば可能であるとも考えられるが、その辺は各県との相談になる。

(大橋構成員) やりたいという県があったら、それを妨げるという気持ちは全然ないと。2通りあってもいいのか。

(経済産業省) 県でばらばらになるのはどうか。

(大橋構成員) その県の中にいる事業者の方にすれば一つであり、どういう形で申請案件が流れるかということだけはっきりしていればいいだけのことである。

(経済産業省) もし県の産業センターがそういうお達しを出しても、例えば、全国事務局に直接応募する人がいた場合、国としては、それを排除するわけにもいかない。

(大橋構成員) 窓口サービスについて、県の相談を受けていくというルートを選ぶ人にはそのように対応しつつ、それは不要という人は、直接全国事務局に応募しても構わないということを確認すればよいのではないか。

(経済産業省) 現時点でもよろずとかいろいろな形で、いわゆる地元中小企業者に対しての相談枠組みというのは存在する。地元の商工会や商工会議所もこの制度については熟知されているので、いろいろな形で地元の相談窓口を活用していただくことについては当然と考えている。

この公募の中に県の相談窓口を通じて出すことと書くことについては、検討させていただきたい。

(大橋構成員) 出すこともできますと書くのはどうか。

(経済産業省) 出すこともできますと書くことについては、多分問題がないと考える。

(高橋部会長) 創業支援事業計画の認定制度の検証をこれから1-3月にされるということだが、検証の中身、予定をお教えいただきたい。

(経済産業省) 700件以上の自治体から創業支援計画の申請に提案をされており、それを個々に改めて分析するのは当然として、それに加えてアンケート調査のようなものがないか考えている。その結果、創業が促進されたとか、販売が増えているとか、そういうことを含めていろいろアンケート調査ができないかとは考えているが、それ以上の詳細は、今の段階では詳しく申し上げる準備がまだできていない。

(高橋部会長) 全体の制度をどうするのかという話だが、これからも創業支援等について新しい政策をされると思うので、こういうことを余りする必要がないように、都道府県の関与というのを十分に考えていただく形で検討いただきたい。その際、検討の経緯が組織内に引き継がれるようにしていただきたい。

<通番27：高圧ガス保安法等における申請等の手続の適正化（経済産業省）>

(イ：新型バルクローリ)

(高橋部会長) 前回のヒアリングのときには、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）では、許可要件にその後の遵守事項が入っているといった説明があったが、このポンチ絵を見ると、入っておらず、許可後に生じる保安義務の説明となっている。バルクローリの許可の審査要件としては、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）が液石法の許可を包含しているという理解でよろしいか。

(経済産業省) 然り。

(高橋部会長) つまり、許可の審査事項と、その後の保安義務は、项目的には切り離すことができるということか。

(経済産業省) 然り。

(高橋部会長) つまり、みなし規定を入れて、かつ、高圧法の所管部局から液石法の所管部局に許可の案件を自動的に送付するような仕組みをつくれれば、担当部局が自治体間で違っていてもその許可内容を把握できると思うが、そこはいかがか。

(経済産業省) 先ほど説明したが、充てん作業の遵守や業務主任者の監督に関しては、高圧法にはない。いわゆる販売事業者に関する専任義務、液石法の充てん作業の許可が適正に行われているかどうかの監督や、実際の充てん作業において一般消費者の近くでしっかり作業するということを遵守させており、ここに関しては液石法で一体的にやるのが重要。

(経済産業省) 純粋な法律論から申し上げますと、指摘のとおりで、ここは法律的には切り離されている。

ただ、一体的な規制をしているので、行政側の煩雑さというのもあるが、逆に事業者側にとっては、抜け落ち等が起きてしまうおそれがある。例えば、ほとんどのバルクローリーが液石法の許可を得ており、高圧法の許可を取っているのは、ごく一部である。民生用の許可を取った人は液石法の許可、工業用の許可を取った人は高圧法と液石法の許可ということになってしまうため、充てん作業をする人や販売事業者の方々が、その点をしっかり理解できるかどうか。高圧法の許可、液石法の許可、あるいは最後の販売事業者の業務主任者に対しては、例えば、充てん設備の許可を得ているか、あるいは変更等があった場合、変更の許可を取っているか、そういうことを確認せよということをやらせている。逆に、これは自治体にも話を伺いたいが、液石法の許可と、高圧法の許可とに分かれてしまうことによって、事業者側あるいは保安面で抜け落ちが生じ得るのではないか。一体的な液石法の許可体系の中に入れていたほうがよいのではないかということである。

(高橋部会長) 全部入れろという話もあるかもしれないが、両方の許可を受けたい人に、二重の規制にならないようにするやり方もあると思う。

そういう意味では、両方の申請が出てきたときに、高圧法の許可をもって液石法の許可にかえて、それについては、高圧法の所管部局から液石法の部局にしっかりと許可の連絡が届いて、それを受けて液石法の担当部局

- がきちんと一体的に監督するというのを、立法上は十分仕組めるのではないか。
- (経済産業省) そういう考え方もあるが、逆に液石法として手続を出していただいたほうが、むしろ、その事業者の負担という意味においては審査を合理化できる。実際に、そのような取組として、既に添付書類の合理化をしている県もあり、むしろ、そのほうが合理的ではないかという自治体の声もあった。
- (大橋構成員) 許可の話と、許可の後の監督の話というのは別物なので、そこを一体的に捉えて、許可のみなしができないというのは、理屈になっていない。この抜け落ちのような執行ミスへの懸念は、具体的にどれくらいあるのか。液石法の許可を取った業者であることには変わらないわけで、その許可を前提としての保安というところで、抜け落ちが出るというのは、これだけの規制を課するときの理由にならないのではないか。
- (経済産業省) こういうことを懸念する自治体の声があるということで、富山県からも、逆向きの提案はない。我々が申し上げるというよりは、保安を担保する立場から、そういった懸念をする声があるということを示した。
- (大橋構成員) しかし、事業者の負担というようなことから考えたときに、規制をそれだけ課すだけの理由になるのかということでは、この執行ミスの話や許可の後の監督を含めてというようなものは理屈にならない。ほかの許可業務についても、許可を出して、その後に監督規制があるなどというのは、至るところにある法制で、全部それを一体であるというようなことを言い出すと、許可の規制の見直しなどということは、およそできないことになってしまう。
- (高橋部会長) アの提案もそうだが、富山県の提案は提案だが、それを受けて、どのように法制的に可能な制度設計をするかは、我々で議論してできるとなれば、富山県の提案とは別の制度として実現することは十分可能だと思っている。今回の懸念は、一般制度の話として、高圧法の許可を取れば、液石法の許可をみなし化するという話として、おそらく自治体に説明されていると思うが、今申し上げたのは、両方の許可を同時に取りたいという人の場合について、そのような措置がとれるかどうかという話であって、少し話が違うのではと思っている。そういった制度設計が可能か、もう一度確認できればと思う。
- つまり、一般的にみなし化するというのではなく、両方の申請が同時に出来た場合については、一体的に申請して、それを兼ねるという取り扱いをして、両方の所管部局でしっかりと許可内容を管理するというのは十分可能だと思う。
- (経済産業省) 法律論は別にして、実務上懸念があるということである。
- (高橋部会長) 実務上は、両方で審査しており、行政手続法 11 条でも両方で審査するよう言っている。そういう意味では、一体的にきちんと両方の部局で審査して許可を出せるとなれば出して、その段階で液石法の許認可部局も把握しているわけであるから、そこからスタートすれば問題ないのではないか。また、今の話では、手数料が軽減できないので、そこを検討いただきたい。
- (経済産業省) 手数料は、この許可とはリンクしていない。別途、自治体で軽減でき得る話であるため、そこは切り離していただきたい。
- (高橋部会長) つまり、手数料の申請者の負担の見地から書類が一本でいい場合については、手数料の軽減も十分考えられるというような通知を出していただければということか。
- (経済産業省) 話を整理すると、添付書類が多くて大変だという話については合理化できていると思っている。手数料については、各自治体で基本的には決める部分だと思っているが、ここについては自治体によって様々な意見があると承知している。事業者側の負担というのは、その 2 つに集約されるかと思っている。
- (高橋部会長) 合理化の話だが、書類の話もあったが、どの程度の合理化を検討しているのか。
- (経済産業省) 現在、高圧法と液石法の添付書類は、ほとんど同じであり、同時に申請する場合に関しては、1 つの添付書類をつけることで審査をするということには検討させていただき部分はあっても、そのような方向で検討させていただきたいというのが 1 つ。
- もう 1 つ、手数料に関しては、自治体が合理的な説明ができる範囲内で、条例で定めることによって、例えば、手数料をゼロにするということも可能だが、自治体によっては財政的に、これをゼロにしてもらうのは困るといった声も聞いている。それは、提案する県がゼロにすることが可能であるし、添付資料についても合理化することができるので、先ほど話があった 2 点に関しては、そういう形で解消することが可能ではないかと考えている。
- (高橋部会長) 2 次回答の説明で、いろいろ承っていたが、本日の説明を聞くと、許可の話については、切り離せるのではという印象を持ったので、そこは御検討いただければと思う。

(ア：コールドエバポレータ) (高橋部会長) 提示いただいたコールドエバポレータの事業者の割合の数字について、コールドエバポレータだけを設置している事業者の割合について算出いただいたが、書類の負担軽減という点では、別にコールドエバポレータだけを持っている事業者だけが負担軽減になるわけではない。それ以外の施設も設置している事業者についてもコールドエバポレータ部分だけの添付書類を軽減できるという道ができれば、それは、事務処理の負担軽減となる。そういう意味では、コールドエバポレータだけの割合を出したところでいかがなものか。

(経済産業省) こちらについても添付書類の簡素化をできるようにする。ただ、届出自体を廃止できるとするとしたら、それはコールドエバポレータだけを設置している事業者だけになるということの説明した。

(高橋部会長) 届出の廃止という点では、そうだということか。承知した。

ただ、これは、いわゆる手続的な話なので、添付書類や届出のみなし規定は、実際には規則レベルで対応が可能な話だと、理解している。

(経済産業省) 通達で添付書類の取り扱いについて省略するというのは、前例があるので、それと同じような扱いができると思う。

(高橋部会長) みなしについても、同じく規則レベルでできないか。もしくは添付書類の形式と一緒に、つまり、届出の書式と一緒にできないか。

(経済産業省) 基本的には、届出を省略という話になると、法改正となる。ただ、添付書類のような合理化の話であれば、基本的に法令ではない措置で可能と思っている。

(高橋部会長) 出てきた書類についてみなすという話であり、届出を廃止したことにはならないように思う。

(経済産業省) 貯蔵の届出としての1枚紙というのが、管理上必要だと思っている。その部分について、我々としては、ぜひ残していきたいということである。

さらに、製造と貯蔵で、そもそも帳簿の内容が違う。

(高橋部会長) 1枚紙は、別に行政側でもう一枚打ち出して持っていればいいのではないか。

(経済産業省) 逆に言うと、貯蔵で1枚出してもらえばいいだけの話。実際、そのように合理化している県はある。我々のほうで通達を出さなくても、届出は、その1枚紙では添付書類は省略といった運用をしている実態はあるので、わざわざ法改正をやらなくても、実態上は可能である。

(高橋部会長) 繰り返になるが、法改正ではなく、みなしという形で、規則のレベルでできないのか。単にどう手続を仕組むかという話。それは、法改正ではなくて規則レベルで十分できる話だと思う。

(経済産業省) 逆に、政策判断として、先ほど申し上げた貯蔵の届出に付随して帳簿の管理義務を一体的につけている。むしろ貯蔵だけ届出をなくしてしまうと、事業者側にとって、貯蔵に対する帳簿の管理義務だけが残る形になる。これも抜け落ちというのは不適切だと指摘されるかもしれないが、我々、保安を携わる立場として、適正に管理をしていただく必要がある。一体的に帳簿の管理義務と届出の1枚紙を出していただくということを事業者にお願ひして、一体的に管理ができればと思っている。自治体に聞いても、むしろそのほうがよいといった声もあるし、政策的にそちらのほうがベターだと考えている。

(高橋部会長) これも富山県の提案は提案だが、それを受けて、どのように合理的な制度を仕組めるかは、我々の話し合いの中で決めることだと思っている。

そういう意味では、これも一律に帳簿義務を、要するに届出を製造のほうにみなして、帳簿義務を一律に課すというのは、確かに不合理だと思うので、貯蔵のほうが出てきたら、製造のほうで出てきたとみなすという規則を、要するに、届出が1枚で出てきたときに、共通の書式で行政が2枚持つというのは十分規則のレベルで対応できると思う。

(経済産業省) 繰り返しになるが、これは届出であるので、手数料もないし、紙1枚を出していただくということが事業者にとって、どれだけの負担になるのかということである。その紙1枚すら省略せよという指摘かどうかということだが、むしろ、届出をきちんと2枚出していただいて、この事業者側も行政側も双方で管理できる形が望ましいのではないと思っている。

(高橋部会長) 届出は、手数料はないのか。

(経済産業省) ない。単純に書類だけである。

(高橋部会長) 要するに、添付書類は1通でよいという取り扱いにすると。

(経済産業省) しかり。実際に、そのように合理化している県もある。

それを全体的に通達を出して、全国レベルで、むしろ省略していこうという方向で検討している。

(高橋部会長) あとは、表紙を1枚出すか、2枚出すかの話であると。

(経済産業省) それは、管理上、届出を出していただくほうが、行政側としては管理がしやすいということである。わざわざ変えるということについて、合理性がないと、我々は県も含めて思っている。

(高橋部会長) 純粋法律論に言うと、できなくはないのではないかとというのが、私の受けとめなのだが、そこは、また事務局と相談いただければと思う。

したい。

(経済産業省) 事務局と、また相談させていただきたい。

<追補4：火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消（総務省消防庁、国土交通省気象庁）>

(高橋部会長) 昭和51年にサイレンの吹鳴パターンを変える際に消防庁とも協議の上、あえて同じものを選んだという説明があったが、なぜあえて同じものを選ばれたのか。

(国土交通省) サイレンのパターンというのはどうしても限られており、まずは避難が必要な状況であるということを示すようなパターンを使うのがいいだろうという考えから同じパターンとした。

(伊藤構成員) 東日本大震災を踏まえると、火災での避難と津波の避難のあり方というのは違ってくる。住民の側からすると、そこで区別があるということさえきちんとわかっていればどうい逃げ方なり対処の仕方があるかということがわかる。昭和51年の時点と現時点では相当状況が違うように思うが、その点についてはいかがか。

(国土交通省) 状況が違うということはそのとおりであり、逆に、現在のほうが津波警報の周知の手段が増えている。全ての携帯端末に通知することができたり、防災行政無線自体でも大津波警報というようなメッセージを届けられることができるというように既に周知の手段は多様化しておるので、昭和51年の段階と比べても現在はパターンを区別して複雑にするという必要性は少なくなっているのではないか。

(伊藤構成員) サイレン音も多様化すれば、より識別可能性が高まるというような観点というのはあり得るわけで、ほかの手段が常に機能するという保証はないわけだから、やはり事前に制度的に区別するということの意義というのはより高まっているように思うが、その点はいかがか。

(国土交通省) 少なくとも、今回の東日本大震災の際にサイレン音のパターンの問題によって避難行動が遅れた等の問題は上がってきていない。そういうことを踏まえても、防災上の対策の優先順位という観点から見て、これを優先順位が高いものとして扱うという意見を挙げられるものではないのではないかと考える。

(高橋部会長) 東日本は真昼に起きた。仮に真夜中に携帯に通知する場合を考えると、携帯を寝床のところに置いている人はほとんどいない。そういう意味では、即座に避難を徹底するにはサイレンが一番いい。かつ、海岸地方に住んでいる方であれば、これは同じサイレンだったら火災か津波で逃げなければいけないかということの区別がつかないという状態は、真夜中に起きた場合は非常に危険である。真夜中に海岸地方で鳴るサイレンが同じだったらどうなるかということまで想像してお話ししていただきたい。

(国土交通省) 緊急事態であるということを知覚するためにサイレンというのは非常に重要である。緊急事態だということが覚知できれば、その時点で多様な手段によって情報が得られる。

(高橋部会長) しかし、瞬時を争うときに、緊急事態で水害か火災かわからないと、確認に時間がかかって避難におくれが生じたらどうするのか。

(国土交通省) 変えるということに対して、一定のメリットはあると理解している。しかし、デメリットもかなり大きい。

(高橋部会長) すぐに変えるべきとお願いしているわけではなく、必要な周知期間を定めて、防災の意識を切りかえる1つのきっかけにして徹底していくほうがより防災意識が高まるのではないか。

(国土交通省) 緊急地震速報というものがあり、これについては相当政府を挙げて周知してきた。それでさえ、残念ながらそれを知らないという方が全国に2割いる。サイレンの吹鳴パターンが変わるということを沿岸地域の全ての方に周知するという事は、我々の経験から言って非常に難しい。

(伊藤構成員) 難しいからできない、やるメリットがないというのは、殊、防災に関する限りは余り当てはまらないのではないか。もちろん最終的に100%国民全員に周知するという状況が望ましいが、もし仮に変更するという事になれば、それは当然周知徹底を努力し、どれぐらい知られたかということをしきりとフォローア

ップしていくということが必要であるから、最初から諦めているということでは、ほかの手段に関しても国民の理解というのは得られないように思う。

(国土交通省) 手段の多様化については、防災行政無線の高度化も進めており、防災施策全体の中でサイレン音を変えるには、その周知に相当の努力をしなければいけない。これは気象庁だけでできることではなく、全国の市町村が全住民に対してそれを知らせなければいけない。それだけのコストを防災施策の全体の中でどのように優先順位を付けるかというところは、防災施策の全体の中で議論すべきものとする。

(伊藤構成員) 優先順位を考えるのは重要だと思うが、これを最初から排除してやらないことの説明にはならない。これ以外にもいろいろなことを優先してやるということは当然だが、これも1つの政策として取り得るものなのではないか。

(国土交通省) メリットを実現するためのコストが余りにも大きいと考える。

(大橋構成員) どの地方公共団体も安心や安全ということは最重要課題で、避難の問題というのは、自治体施策の中でも最上位に来るくらい皆さん取り組んでいる。そういう中で、市長会を初めとした団体から、消防でずっと長く使っていたサイレンと同じものを津波についても使っていることについて、何故そのようなことをしているのかという疑問が起きて提案が出てきている。

例えば諸外国ではサイレンは同じ音で全部共用などということをやっているのか。サイレンは工夫のしようがないとのことだが、鳴らし方や、音の高さ低さなどによる区別、差別化というのはおよそできないということなのか。そこのところをもう少しやってみる余地はないのだろうか。よく聞くのは、例えば風雨などで何を言っているか聞こえなかったとか停電でラジオが通じなかった、テレビが見られなかったとかということや、インターネットについてもアクセスできない一定の層がいるため、これらの手段があるからということで一メディアというか、一手法の進化をとめるべきではないのではないか。

(国土交通省) サイレンだけではなくてサイレンに合わせてメッセージを流すというような進化もしており、現在はサイレンだけに頼るといったものではない。

(大橋構成員) しかし、サイレンが一番重要でわかりやすい。音が鳴っている状況で、津波の心配がないところであれば火災ということで行動を起こすのだろうが、それが両方あり得るエリアの人からすれば、火災の場合の避難と津波の場合の避難は対処行動が全く違い、そここのところの通信手段というのが共用でいいのかというのはとても重大な問題であるとする。

(国土交通省) サイレンだけで火災なのか、津波に警戒をするのかということ直ちに区別することは難しからうという御意見は理解するが、津波の場合は、まず地震による揺れがある。それによって住民が覚知する。揺れが生じた直後に鳴るサイレンというのは津波だというように理解していただくことでまず識別できるものだろうというように考えている。火災だと揺れないということで区別可能ではないか。

また、多少の歴史の長短はあれど、現在の吹鳴パターンは昭和50年代以来、ずっと津波警報についても使われてきている。三陸沿岸の市町の方々からは混乱するというような御意見もいただいているということも斟酌して、今までの吹鳴パターンで運用するというのが適切ではないか。

(高橋部会長) これは全国市長会から強い要望があった案件。住民に対して安全・安心について最終的な責任を持っている首長が、これは看過できない問題である、東日本大震災の経験を踏まえると沿岸地域の住民にとって火災と津波が一緒のサイレンであるというのは非常に住民に不安を及ぼすということでこういう提案があったわけである。

かつ、揺れが来るとのことだが、津波は遠いところからも来るわけで、それは防災の専門家がおっしゃることではないのではないか。

何がしかの事態があったときに、避難について妨げがあるようなものについて指摘があれば、それは長い時間をかけても直していくべきである。非常に長い周知期間を置いた上で一斉にどこかの時点で切りかえるということを考えていただくことが必要ではないか。

(国土交通省) 沿岸のすべての住民に新しい津波のサイレンパターンを周知するのは、全自治体が努力し、国も努力し、相当のコストをかけて周知したとしても、実現は難しい。

(高橋部会長) 逆に言うと、今、津波と火災のサイレン吹鳴パターンが一緒ということの認知度はどのぐらいなのか。

(国土交通省) それは把握していない。

(高橋部会長) このことについてはアンケートをしていただきたい。その結果、9割認知されていればそれは

変える必要はないと思うが、3割、4割認知していないのであれば、周知を徹底して2割まで持ってくればよいわけであって、現状がわからなければ、そこは比較のしようがない。

(国土交通省) 現場からの声というのは確かにそのとおり。ただし、現場も本当にこの件を周知するということトッププライオリティーでできるのかという観点での議論は必要。さまざまな住民を巻き込んだ防災の施策を全市町村で取り組んでいる中で、これをトッププライオリティーでやることのコンセンサスはなかなか得られないと考える。

(野口構成員) 全国市長会も含めた複数の自治体から提案がきているというデータがこちらにはある一方、周知が難しいとか、それほどのニーズがないのではないかと、また過去の経験からそうだということにお返しをいただいても全く説得力が感じられない。少なくともデータとしてこういうものがあるというものをお見せいただかなければ、何ら回答になっていないのではないかと。

(国土交通省) 周知の結果、なかなか認知度が上がらないというデータはとっている。緊急地震速報の周知をした結果、現在どの程度の認知度があるのかはお示しできる。

(勢一構成員) 全国市長会を初め、複数の自治体から現場でこういう支障が出ているのだという具体的な問題提起が支障事例を含めて投げかけられた以上は、もし信号の変更自体が難しいというのであれば、難しいということをもっと具体的に、データなどをもって、メリット・デメリットを考えたときに支障がありますということ自治体にお返しいただかなければ、この提案募集の制度の趣旨が実現されない。これまでの経験からの発言をいただいたが、それだけでなく、より具体的な説明をお願いします。

(国土交通省) 実際の津波警報のサイレンを使ったときに、それが火災と混同して混乱したというような事例があるのかどうかということについては調査させていただきたい。

(高橋部会長) データをきちんとお互い共有する必要がある。支障があるということであれば現場の消防団等にも意見を聞いていただくとか、首長もしくは消防部局等に聞いていただくということが必要ではないか。もう一つは、アンケートということになるとなかなか時間もかかるため、その間の話として、運用改善について事務局を通じて提案させていただきたい。

(国土交通省) 津波防災に関しては全国の自治体とも協力しながら、普及啓発活動に力を入れているところ。少なくとも揺れを感じてサイレンを聞いたなら、そのサイレンのパターンに限らず、それは津波に対する避難行動を起こさなければいけないということについては、それも含めて普及啓発を間違いなくさせていただく。

(高橋部会長) その点も含め、運用改善についても事務局を通じてお出しいただくということと、実態をつかむことが必要であるため、実際にどういう支障があり得るかということも含め、アンケート等をしてデータをお互いに共有していきたいが、いかがか。

(国土交通省) 承知した。現場の声ということは十分くみ上げて対応して対応していきたい。内容については事務局と相談させていただきたい。

(大橋構成員) 避難の遅れにつながったような事例は承知していないと説明いただいたが、現場の意向も広く積極的に汲み上げていただくということをぜひお願いします。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)